

さあ、サークルを登録しよう

施設の
利用は無料

STEP 01 } メンバーを集める

- ・ 1サークル3名以上
- ・ サークルメンバーは、町内在住の60歳以上の方限定
(講師を依頼される場合、講師の方は60歳未満の町外在住の方でも可)



お気軽にご相談ください



登録申請は事務所まで

STEP 02 } 登録申請

- ・ 継続的に活動してください(月1回以上)
- ・ 活動する曜日・時間帯を決めて申請を
- ・ 活動は、その月の該当曜日の4回目まで(曜日の1回目から4回目までが年末年始や祝日の場合、5回目の曜日があれば、5回目の曜日は使用できます)

STEP 03 } サークル登録が完了

申請内容が確認できたら、サークル登録の完了です。年度途中の登録の場合、すでに他のサークルが活動中のため、希望の曜日・時間帯に利用できかねる場合があります。翌年度は、活動日を調整する機会があるので相談ください。



サークル活動のスタートです

利用できる日
時間帯

土日・祝日と12月28日から1月4日までの期間以外の日
午前9時から午後4時まで
サークル活動は午前9時から正午までと、午後1時から午後4時までです

いよいよ、サークル活動だ



利用証は忘れずに

STEP 01 } 利用証を窓口に

サークル活動の前に、利用証は忘れずに出してください

STEP 02 } サークル活動

サークルの参加者は、用紙に氏名などを記入します



使用後は清掃を

STEP 03 } 使用後は部屋を清掃

サークル活動が終わると、使った部屋を清掃します

- ・ 登録サークル以外の団体活動はできません。また、曜日・時間や場所を他の団体に譲渡・転貸できません
- ・ 営利目的や感染など公衆衛生上対応が必要なとき、建物・設備などに支障が生じる使用、使用方法が公共施設としての秩序を乱すような場合、使用を制限します